

大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月15日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第19号

大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（平成3年大和市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「児童の状態は、」を「状態は、児童が」に改める。

第3条中「社会保険各法」の次に「（以下「社会保険各法」という。）」を加える。

第4条第1項中「次に掲げる児童の養育者を除く」を削り、「ひとり親等」の次に「（次に掲げる児童の養育者を除く。）」を加え、「7月」を「10月」に改め、同条第2項中「7月」を「10月」に改める。

第8条第4号中「老人保健法」の次に「（昭和57年法律第80号）」を加える。

第9条第3項中「規定する対象者」の次に「（以下「対象者」という。）」を加え、「又は」を削る。

第18条の見出しを「（委任）」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。